

# 令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月25日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

## 第1 下請法の運用状況

### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者7,600名（製造委託等<sup>(注1)</sup>5,144名、役務委託等<sup>(注2)</sup>2,456名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者44,500名（製造委託等34,015名、役務委託等10,485名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	中部	全国	中部
令和2年度		60,000	7,600	300,000	44,500
	製造委託等	36,128	5,144	196,879	34,015
	役務委託等	23,872	2,456	103,121	10,485
令和元年度		60,000	7,500	300,000	46,800
	製造委託等	35,810	5,059	200,190	36,075
	役務委託等	24,190	2,441	99,810	10,725
平成30年度		60,000	7,600	300,000	46,800
	製造委託等	39,175	5,440	211,741	37,613
	役務委託等	20,825	2,160	88,259	9,187

### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

#### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は795件（製造委託等608件、役務委託等187件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った書面調査によるものが787件（製造委託等602件、役務委託等185件）、下請事業者等からの申告によるものが8件（製造委託等6件、役務委託等2件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は806件（製造委託等616件、役務委託等190件）であり、このうち、803件（製造委託等615件、役務委託等188件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じた。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 <sup>(注2)</sup>				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 <sup>(注1)</sup>	指導 <sup>(注1)</sup>	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	中部	787	8	0	795	0	803	803	3	806
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	中部	602	6	0	608	0	615	615	1	616
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	中部	185	2	0	187	0	188	188	2	190
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	中部	798	6	0	804	1	795	796	0	796
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	中部	613	4	0	617	1	610	611	0	611
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	中部	185	2	0	187	0	185	185	0	185
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	中部	779	11	0	790	1	788	789	3	792
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	中部	605	9	0	614	1	612	613	3	616
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	中部	174	2	0	176	0	176	176	0	176

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反の行為類型別にみると、合計で1,703件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,297件、役務委託等に係るものが406件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は828件（類型別件数の合計の48.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものは633

件、役務委託等に係るものは195件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は875件（類型別件数の合計の51.4%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が362件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の41.4%）、②下請代金の減額が231件（同26.4%）、③買ったたきが144件（同16.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は664件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が265件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の39.9%）、②下請代金の減額が180件（同27.1%）、③買ったたきが94件（同14.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は211件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が97件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.0%）、②下請代金の減額が51件（同24.2%）、③買ったたきが50件（同23.7%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反											合計		
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計	
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	中部	725	103	828	6	362	231	1	144	8	12	41	52	18	0	875	1,703	
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
		中部	561	72	633	6	265	180	1	94	5	12	41	44	16	0	664	1,297
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
		中部	164	31	195	0	97	51	0	50	3	0	0	8	2	0	211	406
	令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
		中部	686	65	751	5	274	174	1	106	12	14	36	63	81	0	766	1,517
製造委託等		全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		中部	529	40	569	4	195	130	0	87	5	14	34	57	70	0	596	1,165
役務委託等		全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		中部	157	25	182	1	79	44	1	19	7	0	2	6	11	0	170	352
平成30年度		全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
		中部	682	79	761	5	276	106	1	222	8	12	44	42	11	0	727	1,488
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		中部	529	62	591	5	213	93	1	193	7	12	37	39	10	0	610	1,201
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		中部	153	17	170	0	63	13	0	29	1	0	7	3	1	0	117	287

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名<sup>(注)</sup>から、下請事業者442名<sup>(注)</sup>に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1877万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者3名から、下請事業者12名に対し、6万円

の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	中部	3名	12名	6万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	中部	4名	226名	2213万円
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	中部	9名	338名	2041万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者4名から、下請事業者430名に対し、1870万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	中部	4名	430名	1870万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	中部	5名	42名	124万円
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	中部	6名	39名	82万円

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、中部事務所では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンラインにて7回の講習会を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と

定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、中部事務所では当該講習会を4県4会場で実施した。

## 2 下請法等に係る相談

### (1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、中部事務所では1,147件の相談に対応した。

### (2) 公正取引委員会よろず相談室

公正取引委員会では、中部事務所の管轄区域のうち、中部事務所の所在地である名古屋市から遠方の地域（富山県、石川県）における相談対応の一層の充実を図るため、当該地域において、中部事務所の職員が相談受付等を行う「公正取引委員会よろず相談室」を実施している。

令和2年度においては、6回実施した（うち2回はオンラインにて実施した。）。

## 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は20名である。

令和2年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和2年度においては、中部事務所では事業者団体等へ6回講師を派遣した（うち1回はオンラインにて実施した。）。

## 5 専門家との協力関係の構築

公正取引委員会では、中小企業が抱える取引上の問題の解決等に資するため、中部事務所の管轄区域内に所在する弁護士会、日本公認会計士協会（東海会・北陸会）、税理士会に対し協力関係の構築を呼びかけた。

そして、一部の団体に対して、令和2年度においては、下請法の説明会を5回実施した（うち4回はオンラインにて実施した。）。

## 令和2年度における主な指導事件

**1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）**

- ① 農薬の散布を下請事業者へ委託しているA組合は、下請代金の支払期日を定めずに発注したため、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者が役務を提供した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるにもかかわらず、当該支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 食品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を超えて下請代金の支払期日を定めていたため、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるにもかかわらず、当該期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 乾燥機の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。

**2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）**

- ① 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② 洗浄機の製造を下請事業者へ委託しているE社は、「手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 建設機械用部品の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意を文書で行わずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

**3 買ったとき（第4条第1項第5号）**

- 電線の加工を下請事業者へ委託しているG社は、通常よりも納期を短縮して下請事業者へ発注する場合、下請事業者に発生する費用増について十分に確認することなく下請代金の額を定めていた。

#### 4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 食品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

#### 5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

#### 6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 金属部品の加工を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、長期間、製造委託していない部品の金型を無償で保管させていた。